

## 1 本市の身体障害者数及び聴覚障害者数

年度	身体障害者数	内聴覚障害者数
平成 23 年度末	33,993 人	2,879 人
平成 24 年度末	34,762 人	2,923 人
平成 25 年度末	35,685 人	2,974 人

※ 聴覚障害者には、ろう者（聾者）、難聴者、中途失聴者、老人性難聴者などが含まれる。

## 2 ろう者に関する主な施策

### (1) 川崎市聴覚障害者情報文化センターの主な事業

手話通訳者の派遣と養成、字幕（手話）入りビデオライブラリーの製作・貸出、各種相談等を実施している。平成 25 年度の事業実績は次のとおり。

ア 登録手話通訳者数 57 人

イ 登録手話通訳者の派遣件数 2,280 件

ウ 手話通訳者養成講座及び修了者数

手話奉仕員養成 入門講座 50 人

基礎講座 35 人

手話通訳者養成 基本講座 10 人

応用講座 9 人

実践講座 6 人

エ 字幕入りビデオ・DVD 貸出件数 841 件

オ ろうあ者相談 742 件

情報文化センターに常時、手話通訳者を配置し、聴覚障害者の相談に対応できる体制を整えている。

川崎、高津、宮前、多摩（週 1 回）、麻生（月 1 回）の各区役所に情報センターのろうあ者相談員が出向き、耳や言葉の不自由な人の困りごとについて相談に応じている。

### (2) FAX 119、WEB 119（川崎市消防局）

聴覚障害者が消防車、救急車を呼ぶ際には、FAX（文字）による緊急通報を受け付けている。（FAX 119）。

携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を使って緊急通報することもできる（WEB 119）。

搬送先病院等へ手話通訳者の緊急派遣を実施。

- (3) メール110番、FAX110番（神奈川県警察）  
聴覚障害者が事件・事故に遭った時に文字で通報できるよう、メール110番、FAX110番を運用。  
県警通訳センターを通して手話通訳者の派遣を実施。
- (4) 遠隔手話通訳システム（麻生区役所区民課）  
平成25年4月から、タブレット型情報端末を活用したテレビ通訳システム（遠隔手話通訳システム）を導入。

### 3 手話言語法について

#### (1) 背景

##### ア 障害者権利条約の採択

平成18年12月に国連総会において採択され、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義された。

我が国は、平成26年1月20日に同条約に批准した。

##### イ 改正障害者基本法の制定

平成23年8月施行の障害者基本法の改正において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

##### ウ 地方自治体における手話言語条例の制定

①平成25年10月 8日 鳥取県

②平成25年12月16日 北海道石狩市

⋮

⑩平成26年12月25日 神奈川県

【計10自治体（2県6市2町）】

#### (2) 日本手話言語法

ろう者が障害者基本法に規定する「機会の確保」を確実に得るためには、手話が言語としてろう者に活用されるための具体的な法整備が必要であるとして、ろう者団体の全国組織「全日本ろうあ連盟」が制定を求めている法律。